

廃止（休止・再開）届 【必要書類及び届出方法】

◆休止・廃止・再開届の留意事項

・廃止・休止・再開の届出期限は以下の通りです。

廃止届・・・廃止予定日の1か月前 **休止届**・・・休止予定日の1か月前 **再開届**・・・再開前にご連絡ください

・廃止（休止・再開）届は、**来庁でのみ**届出可能です。電話で日時をご予約のうえ、下記書類を持参してください。

・届出書類はサービス毎に作成してください。（ただし、介護予防サービスとの併記は可）

例1 「訪問介護・訪問型介護予防サービス」 → ○

例2 「福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売」 → ×

・休止中に指定の有効期間満了日を迎える場合については指定の更新が出来ませんのでご注意ください。なおこの場合、休止期間の終期は有効期間満了日までとなります。指定の効力を更新するためには有効期間満了日までに指定基準を満たし事業再開(再開届を提出)した上で更新申請を行う必要があります。

◆休止・廃止・再開届出に関する提出書類一覧

| 届出内容 | 必要書類等 | 届出方法 | 留意点 |
|------------|---|-----------|---|
| 廃止届 | ① 廃止 （休止・再開）届出書 ②指定書（原本） ※指定更新を受けた事業所は、指定更新書を指定書に併せて提出してください。 ③利用者に対する措置状況（任意様式）（注1） （注1）利用者の個人情報（氏名等）は記載しないでください。 廃止（休止・再開）届出書の「現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置」欄に必要事項を記載できる場合は添付不要。 ④指定書（原本）を提出できない理由書（注2） ⑤法人の印鑑登録証明書（注2） （注2）④⑤については、指定書（原本）を紛失した等、提出できない場合に必要です。 ⑥老人居宅生活支援事業 廃止 （休止）届出書（訪問介護、短期入所生活介護、通所介護、地域密着型通所介護のみ）（注4） ⑦老人福祉法に規定する老人福祉施設 廃止 ・休止・入所定員の減少・増加届出（認可申請）書（短期入所生活介護、通所介護、地域密着型通所介護のみ）（注4） | 来庁 | ・「利用者に対する措置状況」は、廃止に際し利用者○人に対して、どこの事業所へ引き継いだの同等記載してください。 ・補助金等を受け開設した事業を廃止する場合は、当該補助金の精算手続きが必要となる場合があります。 |
| 休止届 | ① 廃止 （ 休止 ・再開）届出書 ②指定書の写し ③利用者に対する措置状況（任意様式）（注1） （注1）利用者の個人情報（氏名等）は記載しないでください。 廃止（休止・再開）届出書の「現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置」欄に必要事項を記載できる場合は添付不要。 ④再開に向けた取り組み計画書（任意様式） ⑤求人票の写し（注3） （注3）⑤については、休止の原因が従業者の退職によるもの等で、再開に向けてハローワーク等に求人募集をしている場合に「再開に向けた取り組み計画書」に添付してください。 ⑥老人居宅生活支援事業 廃止 （ 休止 ）届出書（訪問介護、短期入所生活介護、通所介護、地域密着型通所介護のみ）（注4） ⑦老人福祉法に規定する老人福祉施設 廃止 ・ 休止 ・入所定員の減少・増加届出（認可申請）書（短期入所生活介護、通所介護、地域密着型通所介護のみ）（注4） | 来庁 | ・休止期間は、原則最大6か月です。（注5） ・「利用者に対する措置状況」は、休止に際し利用者○人に対して、どこの事業所へ引き継いだの同等記載してください。 ・「再開に向けた取り組み計画書」は、休止の原因となった状況を6か月以内にどのように解決し再開するのか等を必ず記載してください。 |

注4 短期入所生活介護、通所介護について、特別養護老人ホーム等、他の目的を有する施設においてその設備の一部または全部を特別養護老人ホーム等と共用する場合は老人居宅生活支援事業廃止（休止）届出書、単独で設置する場合は老人福祉法に規定する老人福祉施設廃止・休止・入所定員の減少・増加届出（認可申請）書を添付してください。

注5 原則最大6か月ですが、正当な理由と綿密な計画があれば、例外として6か月を超える場合であっても認めます。

| | | | |
|-----|---|----|---|
| 再開届 | <p>①廃止（休止・再開）届出書</p> <p>②付表（再開するサービスに対応したもの）</p> <p>③資格証の写し</p> <p>④勤務形態一覧表（再開するサービスに対応したもので、再開日から4週間分、従業者全員分で作成）</p> <p>⑤運営規程</p> <p>⑥介護給付費の算定にかかる体制状況一覧表(通所介護・通所リハのみ)</p> <p>⑦算定区分確認表(通所介護・通所リハのみ)</p> <p>⑧変更届出書類（様式・添付書類） 注1</p> <p>※休止の内容によって、その他必要書類を求める場合があります。</p> | 来庁 | <p>必ず再開前に届け出てください。</p> <p>予約はあらかじめ余裕をもっておとりください。</p> <p>注1 休止時以降、管理者等の人員や営業時間等の運営事項に変更がある場合は再開届と同時に当該変更届が必要です</p> |
|-----|---|----|---|

（問合せ先）東大阪市 福祉部 介護事業者課 電話 06-4309-3318